

第 74 回 高 松 宮 記 念 杯 競 輪  
広 告 宣 伝 業 務 事 業 者 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

## 1 業務名称

第 74 回高松宮記念杯競輪広告宣伝業務

## 2 業務概要

### (1) 業務内容

第 74 回高松宮記念杯競輪開催に係る広告宣伝業務

※詳細は、別添仕様書を参照すること。

### (2) 業務履行期間

契約締結日から令和 5 年 6 月 18 日（日）まで

### (3) 事業の予算額

総額 70,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 3 スケジュール

公募開始日	令和 4 年 10 月 28 日（金）
参加申込期日	令和 4 年 11 月 15 日（火）17：00 まで
質疑締切期日	令和 4 年 11 月 15 日（火）17：00 まで
参加資格通知	令和 4 年 11 月 17 日（木）
質疑回答日	令和 4 年 11 月 17 日（木）
提案書締切日	令和 4 年 12 月 8 日（木）17：00 まで
プレゼンテーション	令和 4 年 12 月 26 日（月）午後から実施予定 ※詳細なスケジュールについては、提案書締切後、別途連絡。
選定結果通知日	令和 4 年 12 月 28 日（水）書類にて通知。

## 4 応募者の資格要件

- (1) 過去直近 3 年間に於いて国、地方公共団体及び公営競技実施に関連する法人のいずれかと、公営競技に係る広告宣伝等の業務を履行した実績がある者。
- (2) 岸和田市入札参加資格を有する者であること。  
ただし、入札参加資格を有していない者にあつては、次に掲げる書類を提出した場合に限り応募することができる。
  - ①登記事項証明書
  - ②誓約書（別紙） ※ホームページよりダウンロード
  - ③「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その 3 の 3）
  - ④法人及び代表者の市町村税完納証明書
  - ⑤財務諸表（直前決算分の貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (8) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (9) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者（岸和田市入札参加資格を有していない者で、指名停止要綱別表に掲げる指名停止の措置要件の一に該当すると認められた者も含む。）でないこと。
- (10) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

## 5 応募方法等

### (1) 担当部署及び問合せ先

〒596-0006 大阪府岸和田市春木若松町 22-38

岸和田市公営競技事業所

TEL : 072-422-4846 FAX : 072-436-1101

メールアドレス : keirin@city.kishiwada.osaka.jp

### (2) 参加申込等提出先、期限及び方法

【提出先】(1) に同じ

【期限】参加申込書 令和 4 年 11 月 15 日（火）17:00 まで

企画提案書 令和 4 年 12 月 8 日（木）17:00 まで

【方法】提出書類等を以下の方法で提出すること。

①持参（土曜、日曜日、祝日を除く平日 9:00 から 17:00 まで。）

②郵送（提出期限必着とし、配達証明郵便等にて送付を証明できること。）

### (3) 提出書類等

本プロポーザル実施要領及び仕様書の内容を踏まえたうえで、下記の書類を各部提出すること。

- 【提出書類】参加申込書
- ①参加申込書 1部（様式1） ※ホームページよりダウンロード
  - ②会社概要 1部
  - ③業務実績表 1部（様式2） ※ホームページよりダウンロード
  - ④岸和田市入札参加資格を有していない者の場合は、上記①～③に加えて、4応募者の資格要件（2）記載の必要書類を各1部提出すること。

企画提案書 ①企画提案書 10部（正1部、副9部）

※A4判（業者様式）を用いること。

- ・正1部は表紙にあて先「岸和田市長」、業務名「第74回高松宮記念杯競輪広告宣伝業務」、提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・副9部は審査に使用するので、正と同一のもので提案者が判別できるような記載等は該当箇所をマスキングしたうえで提出すること。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②見積書 1部（業者様式）

※総額の見積額と各業務の詳細な金額を明記すること。

③上記①～②の書類データを収録したCD-R 1枚

## 6 質疑・応答

- (1) 受付期間：令和4年11月15日（火）17：00まで
- (2) 提出方法：別紙質問書により、電子メールにて提出すること。
- (3) 回答方法：令和4年11月17日（木）ホームページに掲示

## 7 企画提案書の作成方法

仕様書のとおり

## 8 評価方法等

- (1) 評価基準  
別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施  
企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。  
時間、場所については、別途通知する。
- (3) 評価方法  
企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見を聴取した上、選定委員会会議で評価する。
- (4) 候補者の選定方法

- ①失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ②最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については再度価格見積書の提出を求め、金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③①、②に関わらず、選定会議の各委員の評価結果を合計し、その合計点数が満点の合計の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

## 9 選定結果の通知及び公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目をホームページにおいて公表する。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の総合点  
※ (1) 以外の参加者の名称は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名

## 10 契約手続

- (1) 契約の相手方に選定された候補者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 業務委託料の支払いは、すべての業務完了後一括払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 12 その他留意事項

- (1) 本企画提案に要する諸費用等は、すべて参加事業者の負担とする。  
緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (2) 本業務で採用されたデザイン及び成果物等の一切の権利は、岸和田市に帰属するものとする。

- (3) 本業務において、競走映像、競輪選手、タレント、アニメキャラクター等を使用する際に必要な肖像権並びに著作権等に関する一切の手続きと諸費用等は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、すべて返却しないものとする。
- (5) 市は必要と認める場合に追加資料の提出を求めることができるものとする。
- (6) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (7) 採用された提案については、協議の上、内容を一部変更する場合がある。
- (8) この業務を実施する上で、知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律など関係法令に基づき責任をもって適正に取り扱うこと。
- (9) 申請者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (10) 受注者及び本業務に関係するものが、暴力団員又は、暴力団密接関係者であることが判明した時、若しくはこれらのことを疑うに足る相当の理由があると認める時は、市は契約を解除することができるものとする。また、この契約解除を行った場合に損害が発生した場合は、損害賠償を受注者に請求することができるものとする。